



# 島根県報

平成27年2月10日（火）

## 第2,672号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

換地処分	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
保安林予定森林	（       "      ）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要（2件）	（       "      ）	4

---

**告 示**

---

**島根県告示第90号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成27年1月27日付けで県営土地改良事業に係る美郷地区井元工区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成27年 2月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**島根県告示第91号**

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年 2月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所  
浜田市熱田町1935-4、1936-2
  - 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- 

**島根県告示第92号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年 2月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田市三瓶町池田字竹ノ内上1466、2594、字ソリ1467-2、1467-3、字城平ノ下モ1479-2、字大榎1480-2、2593
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 
-

**島根県告示第93号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年 2月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ウエルネス中野店 島根県出雲市中野町264番2外3筆

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所**

NTTファイナンス株式会社 代表取締役 前田 幸一 東京都港区芝浦一丁目2番1号

**(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所**

株式会社ウエルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市乃白町511番地

**(4) 大規模小売店舗の新設をする日**

平成27年 9月30日

**(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計**

1,182.90平方メートル

**(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項****ア 駐車場の位置及び収容台数**

39台（建物北側及び西側）

**イ 駐輪場の位置及び収容台数**

35台（建物北側）

**ウ 荷さばき施設の位置及び面積**

62.66平方メートル（建物北東側）

**エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量**

5.76立方メートル（建物北東側）

**(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項****ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

午前8時から午後12時まで

**イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯**

午前7時30分から翌午前0時30分まで

**ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置**

3箇所（建物敷地北側及び西側）

**エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯**

午前6時から午後9時まで

**2 届出年月日**

平成27年 1月30日

**3 届出及び添付書類の縦覧場所**

出雲市産業観光部商工労働課（島根県出雲市今市町70）

**4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

---

**島根県告示第94号**

平成26年島根県告示第647号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年 2月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ホームセンタージュンテンドー大庭店

松江市大庭町宇竜谷土地区画整理事業地内保留地4-1街区6画地ほか

## 2 意見の概要

## (1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点について十分配慮すること

ア 大庭地区自治会連合会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。

イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について、環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。

ウ 早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に配慮し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正な処理を行うこと。また、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努めること。

オ 整備に当たっては、宇竜谷地区計画の整備方針に即したものとし、区域内で建築物の建築行為を行う場合は、当該行為に着手する日の30日前までに松江市都市政策課に届出を行うこと。

カ 土地区画整理法第76条第1項の規定により、松江市都市政策課へ土地区画整理事業区域内建築行為等許可申請を行うこと。

キ 景観法第16条に基づく届出を松江市まちづくり文化財課景観政策係に事前協議の上、着手予定日の30日前までにを行うこと。

ク 屋外広告物を掲出する場合は、許可申請について事前に松江市まちづくり文化財課景観政策係に確認・協議を行うこと。

ケ 建物の建築の際には、建築基準法に基づく確認申請を行うこと。

コ 隣接する市道にて道路内工事がある場合は、道路法第24条による施工承認申請について、松江市管理課と協議を

行うこと。

サ 近隣に小学校・中学校があり、通学路にも近いことから、児童・生徒の健全育成に向けた対策を講じること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（島根県松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

---

### 島根県告示第95号

平成26年島根県告示第648号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成27年 2月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス西川津店 松江市西川津町4096番地

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

ア 川津地区自治会連合会及び周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。

イ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音等について、環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。

ウ 早朝・深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に配慮し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正な処理を行うこと。また、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努めること。

オ 景観法第16条に基づく届出を松江市まちづくり文化財課景観政策係に事前協議の上、着手予定日の30日前までに  
行うこと。

カ 屋外広告物を掲出する場合は、許可申請について事前に松江市まちづくり文化財課景観政策係に確認・協議を行うこと。

キ 建物の建築の際には、建築基準法に基づく確認申請を行うこと。

ク 隣接する市道にて道路内工事がある場合は、道路法第24条による施工承認申請について、松江市管理課と協議を行うこと。

ケ 近隣に小学校・中学校があり、通学路にも近いことから、児童・生徒の健全育成に向けた対策を講じること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業観光部商工企画課（島根県松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

---